

# 役員報酬規程

社会福祉法人 太陽の風

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 太陽の風の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。(追加条文)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び常務理事ならびに評議員が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、別表1により報酬および実費弁償費を支払うものとする。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務に当たった場合、評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務に当たった場合は別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

3 前項の規定に関わらず、業務のために要した費用は、実費弁償費を支弁することができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 監事が法人および施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の研修費・出張旅費等)

第5条 役員及び評議員が研修及び出張の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規則の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

(別表1)

名 称(業務内容)	報 酬(日額)	交通費
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円	実費負担
理事長・常務理事業務報酬等	10,000円	勤務施設が実費負担
理事・監事・評議員業務報酬等(法人)	10,000円	実費負担
研修費・出張旅費	10,000円	勤務施設が実費負担